1人の首切りも許さない

2008.8

NTT関連労働組合協議会

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ピル1階 労働運動センタ TEL(03)5820-2070 FAX(03)5820-2080 E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

月から徴収)から値上げされます。

会社「会議員」とNTT労組「会議員」で合意。

を、

NTT健康保険組合は、

保険料を月三千円、

発行責任者:江尻 昭正

うのです。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、

編集責任者:平野 良成

ます。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

健保組合選挙では、

保険料の値上げに反対する武田清春さんを推薦し

の労働者への転嫁!(こんなことを許せません)

質賃金は低下、生活に密着した物価値上げで痛めつけられた上、保険料

するなど、NTTは莫大な利益をあげている一方、

株主配当を2千円増の1万1千円に、

自社株買いは2千億円にと倍増

労働者は8年連続実

上げに伴うスライド制を 年金給付に賃金引き

वू 付の引き下げに反対しま の運営を求めます。 に反対し、 保険料の値上げ、 後期高齢者医療制度 民主的でガラス張り 給

ます。

営を会社責任で保障させ

選挙での無法行為を

庫負担分の増額を要求し 基礎年金の国 3 割 めます。 健康保険料は労働者

特定保険料は会社負担を 求めます。 介護保険の保険料、

引き下げを許しません。

薦します。 し、立候補する武田清春さん (通信労組書記長) を推

N関労は、

ます

「会社負担による保険料軽減を」と主張

正規雇用に、安定した運 非正規雇用労働者を を求めます。 月5000円に引き下げ 医療費負担の上限は 武田清春さんの公約・要求は次の通りです。

求めます。

約改正を求めます。 あった議員の増員など規 改めさせます。 企業年金基金の給付 健保・基金の実態に

会社7割負担を求

(現行折半)

企業年金を強引に減額した時と同様に、「 財政赤字」をその根拠にし、 更に赤字幅が増大する」からとい 年間三万六千円の値上 9月分保険料(10

√投票箱 □

投票用紙

名となっています。

郵便による 投票です

れる互選議員の定数は11選挙区で、選挙で選出さ

全国

21日に公示され、 選挙」及び厚生年金基金 「代議員選挙」は、8月

健康保険組合 組合会議員

Ν T

め切り。 Ć の投票用紙に、自ら議員立候補者 へ投函して下さい。 願います。 けて下さい。 投票期間 投票用紙への記入 名の氏名を記入してください。 投票方法は郵便による投票のみ 両選挙とも「武田清春」と記入 互選議員分等、 日程にゆとりをもってポスト ~15日(月) 9月1日(月) 計2枚

(月)

~8日(月) 9 月 1

午

後5時交付締め切り。

(直属上長等)に申請、

交付を受

れぞ

れそ

各職場の投票用紙交付者

企業年金減額訴訟 NTT二審も敗訴

企業年金減額、東京高裁も認めず

NTTは7月22日、最高裁へ上告した。けており、減額がやむを得ないほど経営状況は悪化していない」と指摘した。を支持し、NTT側の控訴を棄却した。宮崎公男裁判長は「当期利益を計上し続訴訟で、東京高裁は7月9日、請求を棄却した1審・東京地裁判決(昨年10月)承認しなかったのは不当として、グループ67社が不承認処分の取り消しを求めた承認しなかったのは不当として、グループ67社が不承認処分の取り消しを求めた不正企業年金を巡り、退職者への給付を減額する規約変更を厚生労働省が

裁判所もあきれるZTTの独善的主張

控訴審判決の内容

控訴審判決は、原判決に加

(2)そして、確定給付企業年金(2)そして、確定給付企業年金」と同様の手続きで変更(減金」と同様の手続きで変更(減額)を認めよと主張するのに対し、裁判所は確定給付企業年も、裁判所は確定給付企業年金は法律で定められ、税法上の優遇措置も受けており、同様の出法律で定められ、税法上の金は法律で定められ、税法上の金は法律で定められ、税法上の金は法律で定められ、税法上の金は法律で定められ、税法上の名とは出来ないとして、NTT側の主張を一蹴した。

蹴した。 規則を全く無視する主張を一として、ここでもZHT側の法令・るのであり、同様には扱えない

(3)そして、なおも私的「企業を一顧だにせず、採用できないとを書き分けている以上、そのよう書き分けている以上、そのよう書き分けている以上、必要性 相当性・たした以上、必要性 相当性・主張を執拗に繰り返す NFT 書き分けている以上、必要性 相当性・さな解釈は到底採用することができないとして、なおも私的「企業を一顧だにせず、採用できないとした。

裁判所は、このようなNTT側の由があると強弁したのに対してすることには「やむを得ない」理お年金給付を減額をしようとお年金給付を減額をしようといいがあると、ストエ側が、毎年株(4)また、NTT側が、毎年株

受給権者の保護の観点から、確定給付企業年金については、るのだと主張したが、裁判所は

ならず、「理由要件」を設けてい法令や規則で「手続要件」のみ

(2)このような。格差社会」を当

を難いとした。 対対 いまり と言う主張」であり、到底認受給者よりも)優先すべきであると言う主張」であり、到底を経営努力によって計上された経営努力によって計上された。 はまるところ、企業の

率の減額幅を0 1パーセント下(5)しかも、NFT側は、給付利

るZHT側の主張を、ここでも一 ねる子供」の如く屁理屈をこね る場合でも、また、「手続要件」 成のためにはまるで、ダダをこ るべきは当然で、自らの目的達 りの厳しい理由要件が認められ ギリギリの場合であっても、年 場合でも、法定要件の3分の2 が100パーセント充たされた げる場合も、5パーセント下げ 年金減額を認めるにはそれな 者とは言え反対者がいる以上、 を論難したが、裁判所は、少数 に、年金制度の維持が困難にな 金減額の「理由要件」として常 決は不当であるなどと、原判決 を求めることとなる点で原判 るほどの著しい経営状況の悪化」

市場構造の変化等経営環境の(6)また、NTT側は収益構造、

NHの常識は世間の非常識

(个)要は、NTT側の主張は、株 (个)要は、NTT側の主張は、株 を増やそうとするものである。要は、強きに与し、弱きを挫 益を増やそうとするものである。要は、強きに与し、弱きを挫 がでい、強者である自分達のみが、動者の上に君臨せんとするものである。要は、強きに与し、弱きを挫

件」さえ充たしていれば、私的

について、 NTT側は、 手続要

性 合理性」があれば変更でき企業年金同様、「必要性・相当

然とし、弱い者を平然と踏みに抵抗せず受け容れていることあるかの如くに国にまで求めるあるかの如くに国にまで求めるあるかの如くに国にまで求めるあるかの如くに国にまで求めるものが、現在のNTT経営者の「常観合 NTTを触み、そして最大の労働組合 NTT労組さえも、これである。

ストトドげ 変化を折り込んで 経営状況の スティス は、少数 る事を最優先すべきであると にで原判 金受給権者 公年金給付のみ を切り下げようとするのは、年 の当期利益を計上し、株主 会 として常 配当を続ける ZFTゲル プが、 を切り下げようとするのは、年 を切り下げようとするのは、年 を切り下げようとするのは、年 を切り下げようとするのは、年 なの悪化」 を切り下げようとするのは、年 を切り下げようとするのは、年 なが、裁判所は、それでもなお にで原判 金受給権者 公年金給付のみ にで原判 金受給権者との契約を無視し、 で原判決 計上された利益を配当に当て はそれな 蹴した。 ないと、いう、非常識な主張であるとしまでのよ。 はそれな 蹴した。

等しく、到底採り得ない主張で客観証拠を無視せよと言うに張するが、これは裁判所として張するが、これは裁判所としての事実」として受け容れよと主の事実」として受け容れよと主のが、これを裁判所に「所与をなし、スTT側は企業実(7)さらに、NTT側は企業実

(3)翌日の新聞によれば、NTTは上告を検討しているそうでするならば、裁判所においてするならば、裁判所において、ま的主張を繰り返し、高額の弁護士費用を支払うものとして、株主代表訴訟を提起し、さらには来年の株主総会において、ちには来年の株主総会において、首任追及をすることを明らかにするべきであろう。